

## 教育委員意見交換会

日時 令和4年5月25日(水) 午前9時15分～午前10時40分

場所 堺市総合福祉会館5階 第3研修室A・B

出席者 日渡教育長、宮本委員、鈴木委員、新谷委員、長田委員

(事務局)山岸教育次長、長山教育監

中山教委総務部長、岩井伸司教委総務課長、

富岡教職員人事部長、志波政宏教職員人事課長

竹内学校教育部長、益本里佳学校保健体育課長、川端一生生徒指導課長

森浦地域教育支援部長、北野勝美地域教育振興課長、黒島洋和放課後子ども支援課長

井村学校管理部長、辻正彦学校給食課長、飯田繁夫学校施設課長、

橋本教育政策課長、至田教育政策課長補佐、楠本教育政策課企画係長

### 案件

- ・令和4年度堺市一般会計補正予算(追加)
- ・令和5年度堺市立学校教員採用選考試験の応募状況について
- ・堺市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- ・放課後児童対策等事業における利用児童数及び待機児童数について
- ・全員喫食制中学校給食のモデル校・大泉中学校の学校給食費の設定について
- ・学校園施設における負傷案件(報道提供案件)にかかるその後の対応について
- ・学校外プールを活用した新たな水泳授業の取り組みについて
- ・堺市立中学校で発生していた不適切指導にかかる対応について

#### 令和4年度堺市一般会計補正予算(追加)について

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が追加で創設されたことに伴い、教育委員会所管の令和4年度堺市一般会計補正予算追加提案分について説明。

##### (主な意見)

- ・ 特になし

#### 令和5年度堺市立学校教員採用選考試験の応募状況について

採用予定者数約156名に対し、877名の出願があり、志願者倍率は5.6倍であったこと、今後、6月25日に一次筆記試験、7月に一次面接試験、8月から9月にかけて二次試験を行い、10月14日(予定)に合格発表であることを説明。

##### (主な意見)

- ・ 大学での様子を見ていると、今年の就職は企業に流れているように感じている。大阪府、大阪市の傾向を見て全体として下がっているのであれば、企業に流れていると思われる。  
⇒引き続き、魅力のある学校をつくっていかないといけないと思う。

### 堺市社会教育委員の解囑及び委囑について

社会教育委員 10 名のうち、委員 1 名の解囑及び委員 1 名の委囑について説明。

#### (主な意見)

- ・ 特になし

### 放課後児童対策等事業における利用児童数及び待機児童数について

令和 4 年度 5 月 1 日現在の放課後児童対策等事業における利用児童数が、前年度(令和 3 年度)から 100 人増加したこと、また、待機児童数は共用教室を確保すること等により、前年度に引き続き令和 4 年度もゼロを達成したことを説明。

#### (主な意見)

- ・ 待機児童をゼロにするまでの経緯はどういうものがあったのか。  
⇒児童数については、平成 20 年代半ばから減少しているが、利用児童数は増加しており、ニーズが高くなっている。平成 28 年度までは 100 人以上の待機児童が出ていた。そのため、学校と放課後児童対策等事業両方で使用する「共用教室」という形で場所を確保し、受け入れ人数を増やすことで、待機児童ゼロを確保している。

### 全員喫食制中学校給食のモデル校・大泉中学校の学校給食費の設定について

全員喫食制中学校給食のモデル校・大泉中学校(令和 5 年 4 月試行実施)の給食費設定について、現在の中学校選択制給食の給食費を基本に、食品の高騰状況や他市の給食費も参考にしながら、外部有識者や保護者から構成する堺市学校給食安全衛生運営会議での意見を聴取して進めていくことを説明。

#### (主な意見)

- ・ 特になし

### 学校園施設における負傷案件に係るその後の対応について

学校園施設で発生した児童生徒の負傷事案「市立中学校での建物金具の落下に伴う生徒の負傷事案」「市立小学校での施設工事時における児童の負傷事案」について、その後の対応等について説明。

#### (主な意見)

- ・ 市立中学校の建物金具の落下についてだが、5 月 16 日に全校で実施した目視確認は誰が行ったのか。  
⇒目視確認は学校の教職員が実施した。学校で天井部にカバーがついておらず隙間があるかどうかの確認を行い、隙間がある場合、建築の専門職員が現地調査を行い、腐食に強い部材を使用したカバーを設置する内容で調整している。今後は、全学校園において建築の専門職員の現地調査を順次進めていく。
- ・ 市立小学校での施設工事時の児童の負傷に対する今後の対応はどう考えているのか。  
⇒配線が児童の通行支障にならないような形を検討している。
- ・ 職務分掌上、学校の建物管理や補修等の点検をする人は誰になるのか。  
⇒学校は、法に基づき、施設及び設備の安全点検を実施している。校長は、学校運営上、支障となる事項がある場合には、必要な措置を講じることとなっている。  
⇒施設の点検に限らず、子ども達の安全・安心のために、認識を高め、しっかりと報告する体制をつくってきたい。

### 学校外プールを活用した新たな水泳授業の取組について

学校外屋内プールの活用により、天候に左右されない授業の実施により授業時間数が確保できることや、今回の試行で教職員の負担軽減の効果、移動時間、施設利用の制約等の検証を行うことを説明。

#### (主な意見)

- ・ 新たな学校のあり方の制度設計においても、このような考え方を取り込んだらどうかと考える。  
⇒プールや体育館は民間導入がしやすいと考えている。学校に隣接した屋内プールがあるところについては、屋内プールを活用することで、有効ではないか。

### 堺市立中学校で発生していた不適切指導にかかる対応について

堺市立中学校において、生徒に対して不適切な指導があり、学校から市教委へ報告があったにもかかわらず、市教委担当者が上司への報告を怠っていたことを説明。

#### (主な意見)

- ・ 生徒に対しての不適切な指導について、他教員や管理職は気づかず、そこまで感度が低いのかと思った。聞き取り調査をするときは、その辺りもきちんと精査しながら、確認をお願いしたい。
- ・ 学校側が即座に反応をしたにもかかわらず市教委から学校に対して適切な指導をせず、その後、完全に立ち消えになり、非常に理不尽な感覚をもたれていることを懸念している。信頼関係という意味でも、しっかりと学校長に対して今回の経緯や原因の説明を行っていく必要があると考えている。